

( 参考資料 1 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年9月25日 現在)

福島県		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	2市6町3村 <sup>※1</sup>	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 <sup>※2</sup>	2市6町3村 <sup>※2</sup>
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ	—	—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くそそでつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—	
クリ	伊達市、南相馬市	—	
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—	
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。))並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び楡原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。))並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 <sup>※4</sup>	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 <sup>※5</sup>	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 <sup>※6</sup>
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	—	

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇薬師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楡葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇薬師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2099林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))、旧掛田町(雲山町山野川に限る。))、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保内、西郡山、菅ノ町、河原内、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町柱田(狭田、平、宮ノ内、前田、福荷妻、砂子下及び板原に限る。))、旧堰本村(梁川町大開(寺崎、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇薬師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新敷村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。))、桑折町(旧半田村及び旧睦合村の区域に限る。))及び国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。))

※3 福島県広野町、楡葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山宇下塚及び宇下馬沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉宇助常、原町区高倉宇吹屋峠、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇薬師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2099林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南台を除く。))、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町及び旧金谷川村の区域に限る。)、伊達市(旧月館町(月館町月館(関ノ下、松橋川原、川向及び館ノ腰に限る。))及び月館町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。))、旧掛田町(雲山町山野川に限る。))、旧柱沢村(保原町所沢(明夫内田、久保内、西郡山、菅ノ町、河原内、東深町、西深町及び東田に限る。))及び保原町柱田(狭田、平、宮ノ内、前田、福荷妻、砂子下及び板原に限る。))、旧堰本村(梁川町大開(寺崎、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇柘木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇薬師岳、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。))の区域に限る。)、二本松市(旧浪川村(浪川及び米沢に限る。))、旧岳下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木幡村、旧戸沢村、旧石井村、旧新敷村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。))、スゲウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハビ(ガレイ)、ヒコガレイ、ウスマケル、ウミナガゴ、エソノアライナメ、カツネバメル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフ、シロマル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハビ(ガレイ)、ヒコガレイ、ウスマケル、ウミナガゴ、エソノアライナメ、カツネバメル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフ、シロマル

※4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカゴ(稚魚を除く。)、シシガレイ、ウスバメル、ウミナガゴ、エソノアライナメ、カツネバメル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフ、シロマル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハビ(ガレイ)、ヒコガレイ、ウスマケル、ウミナガゴ、エソノアライナメ、カツネバメル、クロウシシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフ、シロマル

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年9月25日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋嶋灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森若手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市	
水産物	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。 )及び砂鉄川(支流を含む。 )
	ウグイ	気仙川(支流を含む。 )、岩手県内の大川(支流を含む。 )及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。 )。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。 )
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカ肉	全域
	クマ肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごこみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
水産物	クロダイ	
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガンフグ	
	ヒラメ	
	マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。 )、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。 )、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。 )、基石川のうち釜蓋ダムの上流(支流を含む。 )、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。 )、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。 )、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。 )及び松川(支流を含む。 )。ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰堤の上流を除く。 )
ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。 )。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 )	
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。 )。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 )、同県内の大川(支流を含む。 )及び同県内の北上川(支流を含む。 )
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域
	クマ肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマ肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原ホシタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	インガレイ	
	コモンカスベ	
	シロマル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマス(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。 )	
	ウナギ	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
肉	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原ホシタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クワタ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごこみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。 )、武茂川(支流を含む。 )及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。 )。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。 )
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。 )
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。 )。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。 )及び永野川(支流を含む。 )
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシ肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシ肉を除く。
	シカ肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、東吾妻町、嬬恋村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。 )、薄根川(支流を含む。 )及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。 )
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。 )、薄根川(支流を含む。 )、小中川(支流を含む。 )及び桃ノ木川(支流を含む。 )
肉	クマ肉	全域
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原ホシタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原ホシタケ(施設栽培)	山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。 )並びに手賀川(支流を含む。 )
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。 )及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年9月25日現在

福島県		出荷制限	
原乳	H23.3.21~: 下記の地域以外		
	H23.3.21~4.9解除 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町		
	H23.3.21~4.16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田町、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、殿川村、塩町、矢祭町、いわき市		
	H23.3.21~4.21解除 相馬市、新地町		
	H23.3.21~5.1解除 南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。)		
	H23.3.21~6.8解除 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.21~10.7解除 会津若松市、桑折町、天栄町、楡枝坂村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村		
	H23.3.21~5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.21~5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村		
	H23.3.21~5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21~6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.21~6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
	H23.3.21~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23~: 下記の地域以外		
	H23.3.23~5.4解除 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.23~5.11解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村		
	H23.3.23~5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23~6.1解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23~6.23解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
	H23.3.23~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23~: 下記の地域以外		
	H23.3.23~4.27解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楡枝坂村		
	H23.3.23~5.4解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23~5.11解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.23~5.25解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23~10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23~: 下記の地域以外		
	H23.3.23~4.27解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.23~5.4解除 いわき市		
	H23.3.23~5.11解除 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23~5.18解除 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝坂村、只見町		
	H23.3.23~6.15解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、及び大玉村		
	H23.3.23~10.28解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23~: 下記の地域以外		
	H23.3.23~5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23~5.18解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝坂村、只見町		
	H23.3.23~6.23解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	カブ	H23.3.23~: 下記の地域以外	
		H23.3.23~5.4解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23~5.18解除 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塩町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楡枝坂村、只見町			
H23.3.23~6.23解除 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
H23.3.23~11.4解除 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
野菜類		H23.4.13~: 福島市	
		H23.4.13~4.25解除 いわき市	
		H23.4.25~: 本宮市	
		H23.4.13~5.16解除 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町	
		H23.4.13~5.23解除 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.10.18~: 二本松市		
	H23.7.19~: 伊達市		
	H23.7.22~: 新地町		
	H23.7.19~9.7解除 本宮市		
	H23.11.14~: 川俣町		
H23.10.31~: 相馬市、いわき市			
H23.9.8~: 磐梯町、古殿町(※直轄農産物に属する野生キノコに限る)			
H23.9.15~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村、川内村、葛尾村、飯館村			
H23.10.18~: 喜多方市			
H23.8.15~: 昭和村			
H23.5.9~: 伊達市、相馬市、三春町			
H23.5.13~: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村			
H23.5.9~5.30解除 平田村			
H23.5.9~8.5解除 田村市			
H24.4.9~: いわき市			
H23.5.9~6.21解除 天栄村			
H23.5.13~6.21解除 国見町			
H24.4.18~: 福島市、新地町			
H24.4.23~: 広野町			
H24.5.2~: 二本松市、大玉村			
H24.5.7~: 須賀川市			
H24.8.25~: 郡山市			
H24.4.18~: 伊達市、川俣町			
H23.5.9~: 福島市、桑折町			
H24.5.1~: 福島市、伊達市、三春町			
H24.5.2~: 川俣町			
H24.5.7~: 田村市、古殿町			
H24.5.10~: 二本松市、大玉村			
H24.5.1~: いわき市、相馬市、伊達市、桑折町			
H24.5.2~: 福島市			
H24.5.7~: 郡山市、白河市、塩町、新地町			
H24.5.10~: 大玉村、西郷村			
H24.5.14~: 川俣町			
H24.4.9~: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、広野町			
H24.4.18~: 伊達市、桑折町、国見町			
H24.5.2~: 福島市、二本松市			
H24.5.7~: 郡山市、白河市、喜多方市、会津美里町、楡枝坂村、塩町			
H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、殿川村			
H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村			
H24.5.17~: 桑折町、猪苗代町			
H24.5.2~: いわき市、二本松市			
H24.5.10~: 相馬市			
H24.5.24~: 川俣町			
H24.5.10~: いわき市、伊達市			
H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町			
H23.6.2~: 福島市、伊達市、桑折町			
H23.6.6~: 南相馬市			
H24.8.6~: 国見町			
H23.6.6~H24.11.1解除 郡山市			
H23.8.20~: 福島市、南相馬市			
H23.10.14~: 伊達市、桑折町			
H24.1.10~: いわき市			
H23.9.20~: 伊達市、南相馬市			
H23.12.9~: 相馬市、南相馬市			

※ の箇所は、出荷制限の対象



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年9月25日現在

青森県		出荷制限	
水産物	マダラ	H24.8.27～ 青森県東津軽郡陸奥町灯台と北海道函館市恵山町灯台とを結ぶ線、両線の中心点の正東の線、北海道えりも町檜振灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～：盛岡市 H24.5.10～：奥州市、花巻市	
	こしあぶら	H24.5.14～：盛岡市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町	
	せり(野生のものに限る。)	H24.5.30～：一関市、奥州市 H24.5.18～：花巻市、奥州市 H24.5.18～：住田町	
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～：奥州市、陸前高田市	
	水産物	マダラ	H24.5.2～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.9～ 柳井川(支流を含む。 )及び砂鉄川(支流を含む。 )	
	ウグイ	H24.5.11～ 岩手県内の大川(支流を含む。 )及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。 )ただし、石羽根ダムの上流、石瀬ダムの上流、入須ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。 ) H24.6.12～： 気仙川(支流を含む。 )	
	肉	牛の肉	H23.8.1～ H23.8.25一部解除 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 )
	クマの肉	H24.9.10～ 全域	
シカの肉	H24.7.28～ 全域		
宮城県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.1～： 白石市、丸森町 H24.6.29～： 栗原市 H24.1.18～： 白石市、角田市 H24.3.8～： 丸森町 H24.3.15～： 麴王町 H24.4.5～： 村田町 H24.4.11～： 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～： 栗原市 H24.4.20～： 大崎市 H24.4.25～： 登米市、東松島市 H24.4.27～： 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～： 川崎町、大和町、富谷町 H24.5.9～： 色麻町 H24.5.10～： セキ産町 H24.5.18～： 大衡村	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.27～： 大崎市、栗原市 H24.5.2～： 加美町 H24.5.9～： 気仙沼市 H24.8.7～： 仙台市、栗原市 H24.5.9～： 大崎市、南三陸町 H24.5.11～： 気仙沼市、セキ産町 H24.5.11～： 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～： 大崎市	
	くさそて(こごみ)	H24.5.2～： 加美町 H24.5.9～： 気仙沼市 H24.8.7～： 仙台市、栗原市 H24.5.9～： 大崎市、南三陸町 H24.5.11～： 気仙沼市、セキ産町 H24.5.11～： 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～： 大崎市	
	こしあぶら	H24.5.11～： 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～： 大崎市	
	ぜんまい	H24.5.11～： 気仙沼市、丸森町 H24.5.17～： 大崎市	
	水産物	クロダイ	H24.6.28～ 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
		スズキ	H24.4.12～ 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
		ヒラメ	H24.5.30～ 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
		マダラ	H24.5.2～ 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.8.30解除 マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。 )
		ヒガンブ	H24.5.8～ 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線と囲まれた海域
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.4.20～： 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。 )ただし、セキ産ダムの上流を除く。 )	
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.14～： 大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。 )及び名取川の秋保大滝の上流(支流を含む。 ) H24.5.24～： 三島川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。 )及び松川(支流を含む。 )ただし、瀧川及びその支流並びに瀧川4号堰の上流を除く。 ) H24.4.28～： 石川のうち雫石ダムの上流(支流を含む。 )及び二滝川のうち熊鷹沢ダムの上流(支流を含む。 ) H24.4.28～： 石川のうち花山ダムの上流(支流を含む。 )及び石川のうち豊原ダムの上流(支流を含む。 )	
ウグイ	H24.4.20～： 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。 )ただし、セキ産ダムの上流を除く。 ) H24.5.18～： 宮城県内の大川(支流を含む。 ) H24.5.28～： 宮城県内の北上川(支流を含む。 )		
肉	牛の肉	H23.7.28～ H23.8.19一部解除 全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 )	
インシシの肉	H24.5.22～： 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～ 全域(上記地域を除く。 ) H24.6.25～ 全域		
クマの肉	H24.6.25～ 全域		
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.9.10～ 全域	
茨城県		出荷制限	
原乳	ホウレンソウ	H23.3.23～4.10解除 全域	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除 全域(下記の地域を除く。 ) H23.3.21～6.1解除 北茨城市、高萩市	
	カキナ	H23.3.21～4.17解除 全域	
	ハセリ	H23.3.23～4.17解除 全域	
	タケノコ	H24.4.8～： 潮来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～： 石岡市、鹿嶋市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～： ひたちなか市、鉾田市、東茨城町 H24.4.28～： 北茨城市、大洗町	
	原産シタケ(露地栽培)	H23.10.14～： 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～： 茨城町、利根町	
	原産シタケ(施設栽培)	H24.4.8～： 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～： ひたちなか市、那珂市 H23.10.14～： 土浦市、鉾田市 H23.11.10～： 茨城町	
	こしあぶら	H24.5.2～： 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。 ) H24.5.10～： 常陸大宮市(野生のものに限る。 )	
	インガレイ	H24.7.5～ 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.4.17～ 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	シロマルバル	H24.4.13～ 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～ 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
水産物	ヒラメ	H24.4.17～H24.8.30解除 北緯36度38分の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
モモンカスベ	H24.6.1～ 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
アメリカナマス(養殖を除く。)	H24.4.17～ 豊川、北浦及び外浪瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川		
モンブナ	H24.4.17～ 豊川、北浦及び外浪瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川		
ウナギ	H24.5.7～ 豊川、北浦及び外浪瀬浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の長瀬川(支流を含む。 )		
肉	インシシの肉	H23.12.2～ 全域 H23.12.21一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシシの肉を除く。 ) H23.6.2～10.18解除 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除 日立市	
茶	H23.6.2～10.18解除 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除 日立市		

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成24年9月25日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除：那須塩原市、塩谷町	
カキナ	H23.3.21～4.27解除：全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.21～4.14解除：全域	
タケノコ	H24.8.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7～：鹿沼市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日光市、大田原市 H24.6.13～：矢板市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～：大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～：足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市員町、那珂川町 H24.4.13～：栃木市、壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.2.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：宇都宮市、さくら市 H24.4.12～：大田原市 H24.5.29～：さくら市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.8.4～：鹿沼市 H24.8.26～：壬生町	
くさてつ(ごこみ)(野生のものに限る。)	H23.11.7～：鹿沼市、矢板市 H23.11.14～：日光市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市員町、芳賀町、高根沢町	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7～：鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町(野生のものに限る。) H24.5.15～：さくら市(野生のものに限る。)	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市 H24.5.18～：大田原市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.7～：日光市、那須町(野生のものに限る。)	
わらび(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市員町	
グリ	H24.5.17～：大田原市、鹿沼市 H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、鹿申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～：全県	
イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～：荒井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)、武茂川(支流を含む。)、及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原川を除く。)	
牛の肉	H24.5.30～：荒井川(支流を含む。)	
肉	H23.12.2～：全県	
イノシシの肉	H23.12.5一部解除：(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
シカの肉	H23.12.2～：全県	
その他	H23.6.2～：鹿沼市、大田原市	
茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除：全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.23～：沼田市、真吾養町、楢原村	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)、及び鏡ノ木川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～：吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、及び鳥川の川田橋の上流(支流を含む。)	
クマの肉	H24.9.10～：全県	
茶	H23.6.30～：渋川市	
その他	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
セルリー	H23.4.4～4.22解除：旭市	
タケノコ	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.8～：我孫子市、栄町 H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～：船橋市 H24.4.18～：芝山町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～：我孫子市、習志野市 H23.11.18～：流山市 H23.12.22～：佐倉市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.18～：山武市	
ギンナ	H24.7.18～：手賀沼及び手賀沼に流入する阿川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
茶	H23.6.2～：成田市	
その他	H23.6.2～9.7解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
茶	H23.6.2～：湯河原町 H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：栗川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町	
長野県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：軽井沢町、御代田町	

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

( 参考資料 3 )

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成24年9月25日現在

福島県		摂取制限	
非結球性野菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～ 下記の地域以外		
	H23.3.23～5.4解除： 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.23～5.11解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、南会津町、北郷原村、湯川村、昭和村、楯枝岐村		
	H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字七曲、原町区高倉字杵本森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23～6.1解除： 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～6.23解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村		
	H23.3.23～11.4解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	H23.3.23～ 下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除： 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北郷原村、湯川村、昭和村、楯枝岐村		
	H23.3.23～5.4解除： 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
H23.3.23～5.11解除： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村			
H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字七曲、原町区高倉字杵本森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
野菜	H23.3.23～ 下記の地域以外		
	H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村		
	H23.3.23～5.4解除： いわき市		
	H23.3.23～5.11解除： 須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村		
	H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字七曲、原町区高倉字杵本森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)		
	H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)		
	アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～ 下記の地域以外	
		H23.3.23～4.27解除： 白河市、矢吹町、棚倉町、楸倉町、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村	
		H23.3.23～5.4解除： いわき市	
		H23.3.23～5.11解除： 須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鎌石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
H23.3.23～5.25解除： 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字七曲、原町区高倉字杵本森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗原、原町区片倉字片津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)			
H23.3.23～10.28解除： 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)			
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.4.13～： 楸倉村	
		H23.9.9～： 棚倉町(茨城産品に属する野生キノコに限る)	
		H23.9.15～： いわき市、楸倉町	
		H23.9.20～： 南相馬市	
	H23.4.20～ 全域		
	H24.6.22解除： 新田川(支流を含む。)		
	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楸倉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、東郷村、楸倉村		
	H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村		
	水産物	イカナゴの稚魚	
		ヤマメ(養殖を除く。)	
肉			
肉	イノシシの肉		

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象